

○島根県立総合福祉センター条例

平成 7 年 3 月 10 日

島根県条例第 13 号

改正 平成 9 年 3 月 25 日 条例第 8 号

平成 12 年 3 月 17 日 条例第 1 号

平成 12 年 3 月 17 日 条例第 11 号

平成 16 年 10 月 12 日 条例第 54 号

平成 16 年 12 月 24 日 条例第 82 号

平成 19 年 3 月 13 日 条例第 27 号

平成 20 年 3 月 21 日 条例第 15 号

平成 21 年 7 月 17 日 条例第 39 号

平成 26 年 3 月 18 日 条例第 10 号

平成 26 年 7 月 11 日 条例第 37 号

平成 31 年 3 月 8 日 条例第 1 号

平成 31 年 4 月 26 日 条例第 27 号

島根県立総合福祉センター条例をここに公布する。

島根県立総合福祉センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、島根県立総合福祉センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 高齢者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦、障害者その他の県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るため、島根県立総合福祉センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
島根県立東部総合福祉センター	松江市
島根県立西部総合福祉センター	浜田市

(平 12 条例 11・平 16 条例 54・平 26 条例 37・一部改正)

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 93 条の規定に基づく福祉人材センターの業務
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 39 条第 1 項第 1 号に規定する母子・父子福祉センターの業務（島根県立東部総合福祉センターに限る。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 34 条に規定する聴覚障害者情報センター（島根県立東部総合福祉センターに限る。）及び視聴覚障害者情報センター（島根県立西部総合福祉センターに限る。）の業務
- (4) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）で別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）を使用させること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

(平 16 条例 54・追加、平 19 条例 27・平 20 条例 15・平 21 条例 39・平 26 条例 37・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 4 条 センターの管理（次条第 4 号に掲げる業務を含む。以下同じ。）は、法人その他の団体であって、知事が指定す

るもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（平16条例54・追加）

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 有料施設等の使用の許可に関する業務
- （2） 有料施設等の使用料の徴収に関する業務
- （3） 施設等の維持管理に関する業務
- （4） 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立西部社会教育研修センター及び島根県立心と体の相談センター条例（平成16年島根県条例第82号）第2条に規定する島根県立心と体の相談センターの施設及び設備で知事が定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

（平16条例54・追加、平16条例82・平20条例15・平21条例39・一部改正）

（指定管理者の指定の申請等）

第6条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

（平16条例54・追加）

（指定管理者の指定）

第7条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- （1） 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及び住民のサービスの向上が図られるものであること。
- （2） 事業計画書の内容が、施設等及びセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

（平16条例54・追加）

（事業報告書の作成及び提出）

第8条 指定管理者は、規則で定める日までに、センターの管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（平16条例54・追加）

（業務報告の聴取等）

第9条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（平16条例54・追加）

（指定の取消し等）

第10条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者がセンターの管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間におけるセンターの管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、次条から第14条までの規定中指定管理者の特権とされているものについては、知事の特権

とする。

- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(平16条例54・追加)

(開館時間等)

第11条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる業務を行う時間は、同表の右欄に定めるとおりとする。

業務	業務時間
福祉人材センターの業務	午前9時から午後5時まで
母子・父子福祉センターの業務	
聴覚障害者情報センターの業務	午前10時から午後6時まで
視聴覚障害者情報センターの業務	

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(平16条例54・追加、平19条例27・平21条例39・平26条例37・一部改正)

(休館日等)

第12条 センターの休館日は、毎月第4土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる業務の休業日は、センターの休館日のほか、同表の右欄に定めるとおりとする。

業務	休業日
福祉人材センターの業務	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
母子・父子福祉センターの業務	日曜日、土曜日及び祝日法による休日
聴覚障害者情報センターの業務	月曜日及び祝日法による休日
視聴覚障害者情報センターの業務	

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日を変更することができる。

(平16条例54・追加、平19条例27・平21条例39・平26条例37・一部改正)

(使用の許可)

第13条 有料施設等を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、有料施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 有料施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他センターの管理に支障があると認められるとき。

- 3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(平16条例54・旧第3条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(平16条例54・旧第4条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(使用料の納付)

第15条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(平16条例54・旧第5条繰下)

(使用料の減免)

第16条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平16条例54・旧第6条繰下)

(使用料の不還付)

第17条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、その責めに帰することができない理由により、有料施設等を使用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者が、センターの管理上特に必要があるため第14条の規定により許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が、使用開始の前日以前で規則で定める日までに使用の中止を申し出たとき。

(平16条例54・旧第7条繰下・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第18条 使用者は、有料施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平16条例54・旧第8条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第5条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平16条例54・追加)

(原状回復の義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等及びセンター外施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、有料施設等の使用が終わったときは、速やかに当該有料施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(平16条例54・旧第9条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第21条 故意又は過失により、指定管理者がセンターの施設若しくは設備又はセンター外施設等を、使用者がセンターの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平16条例54・旧第10条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例54・旧第12条繰下)

(罰則)

第23条 知事は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(平12条例1・一部改正、平16条例54・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第38号で平成7年7月3日から施行)

附 則(平成9年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び別表の改正規定中島根県立西部総合福祉センター(以下「センター」という。)に係る部分は、平成12年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項ただし書の規定の施行の日以後の使用に係るセンターの施設等の使用の許可その他センターの運営に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県立総合福祉センター条例第3条第1項の規定による施設等の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県立母子福祉センター条例の廃止)

2 島根県立母子福祉センター条例(昭和39年島根県条例第81号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例による改正後の島根県立総合福祉センター条例(以下「改正後の条例」という。)第7条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第6条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立総合福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成16年条例第82号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第27号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立東部総合福祉センター又は島根県立西部総合福祉センターの施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則（平成26年条例第10号）

この条例中第1条の規定（別表の改正規定を除く。）は公布の日から、第1条の規定（別表の改正規定に限る。）は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第37号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第1号）抄

改正 平成31年4月26日条例第27号

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（平31条例27・一部改正）

附 則（平成31年条例第27号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年5月1日）

別表（第3条、第15条関係）

（平9条例8・平12条例11・平16条例54・平20条例15・平21条例39・平26条例10・平31条例1・一部改正）

1 施設使用料

(1) 島根県立東部総合福祉センター

種別	使用料の額					
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
401研修室	5,870円	7,940円	5,870円	13,800円	13,800円	19,600円
402研修室	3,910円	5,220円	3,910円	9,130円	9,130円	13,000円
403研修室	9,350円	12,400円	9,350円	21,700円	21,700円	31,100円
404研修室	4,780円	6,310円	4,780円	11,000円	11,000円	15,800円
405研修室	5,110円	6,750円	5,110円	11,800円	11,800円	16,900円
406研修室	1,190円	1,620円	1,190円	2,810円	2,810円	4,000円

407研修室	1,410円	1,840円	1,410円	3,250円	3,250円	4,660円
調理実習室	4,020円	5,430円	4,020円	9,450円	9,450円	13,400円
陶芸実習室	6,390円	8,530円	6,390円	14,900円	14,900円	21,300円
園芸実習室	5,060円	6,750円	5,060円	11,800円	11,800円	16,800円
体育室	2,600円	3,480円	2,600円	6,080円	6,080円	8,680円

(2) 島根県立西部総合福祉センター

種別	使用料の額					
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
101研修室	5,390円	7,190円	5,390円	12,500円	12,500円	17,900円
102研修室	1,880円	2,520円	1,880円	4,400円	4,400円	6,280円
301研修室	4,850円	6,470円	4,850円	11,300円	11,300円	16,100円
401研修室	8,640円	11,500円	8,640円	20,100円	20,100円	28,700円
402研修室	4,220円	5,630円	4,220円	9,850円	9,850円	14,000円
403研修室	4,000円	5,330円	4,000円	9,330円	9,330円	13,300円
視聴覚室	3,430円	4,570円	3,430円	8,000円	8,000円	11,400円
調理実習室	4,080円	5,440円	4,080円	9,520円	9,520円	13,600円
陶芸実習室	6,470円	8,630円	6,470円	15,100円	15,100円	21,500円
園芸実習室	5,200円	6,910円	5,200円	12,100円	12,100円	17,300円
和室	1,060円	1,420円	1,060円	2,480円	2,480円	3,540円
会議室 1	2,500円	3,330円	2,500円	5,830円	5,830円	8,330円
会議室 2	1,770円	2,360円	1,770円	4,130円	4,130円	5,900円
講師控室	670円	900円	670円	1,570円	1,570円	2,240円
体育室	2,580円	3,440円	2,580円	6,020円	6,020円	8,600円

備考

- 1 営利を目的とし、又は営利を目的としないが1,000円を超える入場料その他これに類する料金を徴収し、次の施設を使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の5割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。

ア 島根県立東部総合福祉センターの403研修室又は体育室

イ 島根県立西部総合福祉センターの401研修室、402研修室（401研修室と連結して使用する場合に限る。）又は体育室

- 2 次の施設を準備のために使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（前号の規定により加算した場合は、その加算後の額）から、当該使用料の額の5割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）を減額した額とする。

ア 島根県立東部総合福祉センターの403研修室又は体育室

イ 島根県立西部総合福祉センターの401研修室、402研修室（401研修室と連結して使用する場合に限る。）又は体育室

- 3 この表に定める使用時間を超えて施設を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（前2号の規定により加算し、又は減額した場合は、その加算後又は減額後の額）に、1時間までごとに、当該使用料の1時間

当たりの額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。

- 4 冷暖房期間（1月1日から3月31日まで、6月1日から9月30日まで及び11月1日から12月31日までの間をいう。）
においては、この表に定める使用料の額（前3号の規定により加算し、又は減額した場合は、その加算後又は減額後の額）の3割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を冷暖房料として徴収する。

2 設備使用料

種別	単位	使用料の額
映像関係設備	1回1点につき	知事が定める額
音響関係設備	知事が定める単位	知事が定める額
その他設備器具	知事が定める単位	知事が定める額

備考 1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までのそれぞれの時間帯における使用をいう。